○関東地方整備局告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　松本都市計画道路事業三・四・十一号宮渕新橋上金井線
三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　長野県松本市清水一丁目、清水二丁目及び県二丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　長野都市計画道路事業三・四・十三号長野菅平線
三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十七日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　長野県長野市大字大豆島字中島地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　上田都市計画道路事業三・五・四号北天神町古吉町線
三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　長野県上田市御所字下満丁並びに中之条字女夫池及び字姥懐地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第四十一号太田都市計画道路事業三・二・二号東毛幹線
三　事業施行期間　自平成二十二年二月二十四日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第百七十九号前橋都市計画道路事業三・三・二号前橋長瀞線
三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百八十三号峡東都市計画及び笛吹川都市計画下水道事業峡東流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十三年三月九日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　山梨県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第百三十八号富士北麓都市計画道路事業三・三・十号船津小海線
三　事業施行期間　自平成二十年三月二十一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千五百二号さいたま都市計画公園事業五・五・〇九号しらこばと公園及び越谷都市計画公園事業五・五・〇一号しらこばと公園
三　事業施行期間　自昭和四十八年七月四日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし